

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年12月5日(水)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 堀田 眞 哉(東京地方裁判所刑事部判事)  
裁判官 鬼澤 友 直(東京地方裁判所刑事部判事)  
裁判官 大西 直 樹(東京地方裁判所刑事部判事)  
検察官 高嶋 智 光(東京地方検察庁公判部副部長)  
検察官 河原崎 秀 公(東京地方検察庁公判部検事)  
検察官 金子 達 也(東京地方検察庁公判部検事)  
弁護士 中野 大 仁(第二東京弁護士会所属)  
弁護士 高橋 俊 彦(東京弁護士会所属)  
弁護士 野嶋 慎一郎(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者5名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

これから裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。

本日、司会をさせていただきます、東京地裁刑事17部の堀田と申します。  
どうぞよろしくお願いいたします。

この意見交換会では、前回の11月の会から、これまでよりもテーマを絞った形での意見交換をするという試みをしてきているところですが、今回は、殺人、殺人未遂、傷害致死という事件をご経験された方々の中から、出席者を募らせていただきました。そのような類型の事件の経験者の皆様に、「法廷での審理のわかりやすさ」というテーマを中心に、ご意見を伺うという形で本日は進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いいいたします。

それでは、具体的にそのテーマについての意見交換に入ります前に、本日のご出席者の担当された事件を、私のほうからご紹介を兼ねるということでさせていただいて、その上で、ご意見を伺っていくというふうにしてまいりたいと思います。

まず、1番の方ですけれども、1番の方は、介護疲れから、自殺の道連れに、実のお母さんの首を電気コードで締めつけて殺害したという殺人事件を担当されたと伺っております。事実関係に争いはなくて、刑をどうするのかというのが問題になった事件とお伺いしておりますが、そのようなことでよろしかったでしょうか。

2番の方は、保険金をだまし取る目的での殺人、ロープで絞殺した事件、これを中心に、死亡保険金の詐欺、あるいは、文書の偽造などの事件もあわせて審理された事件を担当されました。争点としては、被告人が被害者を殺害したのか、それとも、被害者とされている方の自殺だったのか、そのあたりが争われたというふうにお聞きしておりますけれども、そのようなことでよろしかったでしょうか。

3番の方は、顔面を殴って転倒させて、脳挫傷等で死亡させたという傷害致死の事件。争点としては、殴った回数だとか、殴ったという暴行と死亡の間に因果関係があったかどうか、さらに、正当防衛を認めるか、そういうような点が争われたとお聞きしておりますけれども、そのような事件。

4番の方は、ご都合でご欠席ということでございます。

5番の方は、ガールズバーの従業員である被告人が、経営者を、眠っている間に頭をハンマーで殴って死亡させたという傷害致死の事件で、ほかに現金などの窃盗もあったと。事実関係に争いはなく、刑をどうするかが問題の事件とお伺いしておりますが、そのような事件でよろしかったでしょうか。

6番の方ですけれども、交通検問中の警察官に対して、無免許運転、ある

いは、覚せい剤の使用とか所持、それが発覚するのを防ぐために、自動車を衝突させたという殺人未遂、公務執行妨害の事件で、加えて、無免許運転、覚せい剤の使用、所持なども加わった事件をご担当された、争点としては、殺意の有無が争われたというふうにお聞きをしておりますけれども、そのようなことでよろしかったでしょうか。

それぞれご担当されました事件のあらましを、ご紹介をさせていただきました。それぞれこういう事件をご担当されたということをご前提に、今日のテーマである、審理がわかりやすかったかどうかというところについて、ご感想をお尋ねしていきたいと思えます。

裁判員裁判、わかりやすい審理をするというのは、これは大きなテーマでして、今日も検察官、弁護人にもご出席いただいておりますけれども、検察官、弁護人はもちろん、裁判官も、わかりやすい審理になるようにということで、いろいろ心を砕いてきているところではあるんですけども、それが果たしてうまく行っていたのかどうか、そのようなことを、率直なところでご感想を伺えればと思えます。

それでは、まず、このテーマに限ってということでもありませんけれども、皆さんそれぞれご担当の事件で、法廷でいろいろな証拠を見聞きされたと思えます。そういった証拠、法廷で見聞きされただけで、頭にすっと入って、それでもう、すぐに評議に入ることができると、そんな感じだったか。あるいは、法廷で見聞きしただけですっと頭に入らないところがあって、後からみんなで整理をしたり、あるいは、おさらいをするとか、あるいは、裁判官から何か説明を聞く、そのような形で復習をした上でないと、なかなかちょっと評議には入れなかったかなど、そのあたりはいかがだったかというようなあたりから、どなたからでも結構ですが、ご感想、あるいは、ご意見伺えますでしょうか。

では、5番の方。

5 番

私が担当したのが、ガールズバーでの殺人事件ということだったんですけど、証人尋問の際に、証人の方は源氏名で、被害者だったり、加害者の方、関係者の方を名乗っていたので、例えば、「山田さん」のことを「佐藤さん」とかと言って、名前がいっぱい出てきて、何か関係者がいっぱいいるのではないかという混乱を招いて、復習しないと、だれがどういう行動を起こしたというのが全然一致しないという状況にはなりました。

司会者

ありがとうございました。ガールズバーの事件なので、その事件の特徴として、本名と源氏名と二つ名前のある女性の従業員、話がいろいろ出てくるということなんでしょうね。

5 番

はい。

司会者

それで、証人尋問でいろんな方が証言するときに、本名で呼ばれたり、あるいは、源氏名で呼ばれたりというのがまちまちだったというようなところがあったんでしょうか。

5 番

そうですね。女性の方だけではなくて、客引きの方も源氏名を持っていたり、加害者、被害者もそれぞれ源氏名だったので、証人自体でみんな呼び方が違ったので、実際、だれのこと言ってるんだらうという混乱はありました。

司会者

それについては、冒頭陳述で、事件の概要が検察官あるいは弁護士から説明あったと思いますけれども、その説明ではそのあたりはいかがだったでしょうか。

5 番

最初の説明では、被害者と加害者の源氏名のほうは多分、紹介されていたとは思いますが、関係があったガールズバーの店員さんの名前や源氏名というのは、後々証人でしか出てこなくて、その時点ではだれの話をしているのかというのがわからない。後々、資料で提出してもらって、資料を見て、あっ、この人ってこの人だったんだ、同一人物だったんだと、そういう感じですね。最初の説明だけでは、加害者と被害者だけだったと思います。

司会者

そうしますと、例えば、後から資料が出てきたというお話ですが、その資料がもう少し早く出てきたほうがよかったとか、あるいは、証人尋問でだれかよくわからない人の名前が出てきたときに、その都度、尋問している検察官、弁護士あたりに、そこをはっきりわかるように聞いてもらったほうがよかったのか、そのあたりはどんなご感想をお持ちでしょうか。

5 番

そうですね、最初からこうやって資料が出てきたら一番うれしかったと思うんですが、裁判官の方も多分、最初は、だれだれが、だれだれがって個人だったら、別の人なのかなと、多分、裁判員をやられた方全員が、別の方のことを指してるんだということ、同一で認識していたのかなというイメージがあって。だから、最初に資料が出せた状況なのかというのは別として、出てきたらうれしかったです。

司会者

ありがとうございました。登場人物の名前が複雑なので、それがわかりやすいような形の証拠調べをしてもらえるとよかったなというようなご感想でした。

今の5番さんのお話に関連するようなご経験のある方はいらっしゃいますでしょうか。2番の方。

2 番

私が担当した事件は、またちょっと違うんですけれども、やはり名前が複雑というか、事件内容がかなり複雑でした。

保険金殺人と言ってしまうと単純なようですけれども、それに至るまでとか、それにかかわる人たちのところがかなり複雑で、他人の戸籍を借りたりとか、自分を死んだことにして違う名前を名乗っていたりということがあって、かなり複雑だったんです。

そのときに助かったのが、検察側から出た冒頭陳述メモとか、あと、途中で出していただいた時系列のメモなどは、かなり役に立って、要は整理しやすかったですね。言葉だけでは絶対わからなかっただろうと思います。

ただ、それでも複雑だったので、評議室に戻って、わからないところを裁判官に聞いて、ホワイトボードを使って、みんなで、認識に間違いがないか。とにかく、みんなが勘違いして起きたことを把握している可能性もあるような、かなり複雑なことが多かったので、そのあたりは毎日戻ってからおさらいしながら、ちょっと不明な点があれば、裁判官に聞いて、すべて納得してからその日一日終わるというようなことをしていましたが、そういう意味では、裁判官の助けというのもすごいありがたかったなと思います。

司会者

2番さんの事件は、保険金殺人ですけれども、伺っているところでは、被告人が別の人の戸籍を借りて、その名前を名乗っていて、その方がまた被害者になったと。そのような形ですかね。

2番

そうですね。被害者の名前を借りていたり、周りにいる人たちを、本人や被害者も含めて偽装結婚とかもさせているので、名字が変わっていくんです。なので、同じ人が今どの名前になっているかというのも、かなり複雑でした。

司会者

それで、これは検察官からも、いろいろ整理したものが、証拠として出さ

れたんですね。

2 番

えっと，メモみたいな形で，証拠になるんですかね，それを。

司会者

冒頭陳述。

2 番

はい，メモとか，途中でも，時系列とか，論告メモなども整理して表にしてあるので，文章だけだと素人にはかなりわかりにくかったりしたと思います。

司会者

2 番さんの事件では，証人もかなり大勢出てこられたようですけれども，証人尋問のときに，今出てきている人はどの人だろう，みたいな，そういう疑問を持たれるようなことはありませんでしたか。証人が話してる内容として，今，話題になっている人というのはこの人なのか，この人なのかというのがわからないというような場面もあったのでしょうか。

2 番

それは全くなかったです。あとは，裁判長もかなり配慮してくれて，予習，復習じゃないですけど，どういう方が証人に来られて，ということ，前もってちゃんと聞けるので，そこもかなりよかったかなと思います。

なので，お話を聞くときの心構えも，内容をある程度わかっておくのと，そうでないのとでは，言われていることをどういうふうに受けとめるかというのも大分違ってきたのかなと思うので，そのあたりは全然，迷うことはなく，今，出ている人が，例えば，ご家族の方であったりとか，共犯の方であったりとかというのは，よくわかるような形で進めてもらいました。

司会者

ありがとうございました。登場人物が多くて，しかも，名前が複雑な場合

というのは、いろいろ工夫が必要だというご指摘をお二方からしていただきましたけれども、この関係で、検察官、あるいは、弁護人のお立場から何かございますでしょうか。

中野弁護士

2番の方にお伺いしたいのですけれども、検察官のメモが時系列、あと、登場人物という意味で非常にわかりやすかったりというお話がありましたけれども、弁護人のほうは、冒頭陳述、特に冒頭陳述で何かメモは出していましたか。

2番

出してもらってます。で、そちらもわかりやすかったです。要は、争いが多かった事件だったですよね。弁護側も検察側も真っ向から争って、一方は無罪を主張されている、殺人に関しては無罪を主張されていて、自殺ということですし、検察側は殺人ということで起訴されてるので、全く見解が違う。争い自体がもう真っ向からということだったので、弁護人の方もかなりいろいろ準備をされていて、資料も読み込まれて、メモを渡された。

ただ、表までにはしてもらっていないので、そういう意味でのわかりやすさというと、やはり検察側でしたけれども、論点や何かはきちんと整理されていて、反論すべきこと、どれに対して、どの事項に対してどういう反論があるかということの争いは、わかりやすくやってもらってました。

中野弁護士

弁護人側から出たものというのは、冒頭陳述要旨という文字が並んだペーパーだったということによろしいですか。

2番

あとは、やっぱり言葉のものが何回か出て。

中野弁護士

簡単に要点をまとめたものがある。

2 番

そうですね。そういう形でした。

中野弁護士

ちょっと登場人物のところから離れてしまうんですけども、検察側は時系列に従って、こういうストーリーがあったんだよというようなことを、わかりやすくしゃべってくれたと。それに対して、弁護士側は、ここが問題になるんだよという話だったわけじゃないですか。そうじゃなくて、弁護士からの、何があったのかという時系列でストーリーを聞いたかったと思っただけのことではなかったか。

それとも、そういうふうに、争点で、ここが違うというふうに言ってくれたから、逆にわかりやすかったというご印象でしょうかね。

2 番

そうですね。検察側だけではなくて、裁判官の方たちとの話、どういう事件なのかという説明のところ、要は事件の複雑さということに対しても教えてもらったので、まずそこで大体、大枠は理解できたので、それにプラス、わからないところは検察側のほうの時系列とかをもらおうとよりわかるということで、あとは、弁護士側からも出ないとわからないということではなかったです。時系列のものがなくてまだ資料が不足ということではなかったです。

中野弁護士

ありがとうございました。

高嶋検察官

1点よろしいですか。

司会者

では、高嶋検察官。

高嶋検察官

日本人でも、相当複数出てくると、結構混乱しますし、これが外国人で、

氏名が出てきて、それぞれがまた別名を持っていると、本当に頭が混乱して、何度聞いてもわからないような、そこら辺、我々も本当に、どうやってこれをずっと頭に入れてくるようにするかというので、すごく苦労するんですが。

その点で、5番の方にお尋ねしたかったんですが、証人尋問のときに、我々、かねてから、冒頭陳述のときにもメモを配付して、最初のときですね、こんな事件ですというふうに説明して、その中で、例えば、登場人物が複数出てきて複雑なときは、人間関係図なんかを書いたりしましてね、それで、「こういうふうにこれから立証するので、これからいろいろ証拠調べをやっていく中で、ちゃんと立証できたかどうか、これを確認してください」というふうに言うようにしてるんですね。

質問したかったのは、証人尋問を聞くときに、一番最初に検察官がお配りした冒頭陳述メモというのを手元に置きながら聞かれていたのかどうかというところについて、お聞かせ願えればと思います。

つまり、できるだけ冒頭陳述メモの中に人間関係図をきちんと書き込んでおけば、その後も、証人尋問で聞くときに、ちょっとわからなくなったらふっと目を下に落として聞いていただくという方法になるのかなと思うんですけども、いかがだったでしょうか。

5番

そうですね。いただいた資料を見ながら話を聞いて、裁判官の方が質問して、というのはしていたのですけれども、被告人の方、被告人って最初ずっと、被害者の方はちゃんと名前を呼んでたんですけど、別名で呼ぶことはなかったんで、そのときの説明は、最初はなかったんです。資料の中には一応書かれてはいたんですけども。評議室に入って、確認をしたということですね。

なので、いただいた資料を見ながらやってたんですけど、話を聞きながら

メモもしていたので、余り細かいところまでは。ざっくりは見ていたんですけど。そういう感じで話は聞いていたので。

だから、メモでは全然違う人が違うことをやってたりというような人が複数いたので、評議室に戻って、裁判官の方が資料の説明に入ったりとか、それで詳しくのみ込めたということです。

高嶋検察官

一々照合するのも結構大変ですもんね。

5 番

そうですね。やはり 1 回聞いて、この人こうだったんだってのみ込んじゃった部分があったから、思い込みがあって、この人とこの人って一緒だったのかなってというのが、勘違いも最初はありました。

高嶋検察官

わかりました。ありがとうございました。

司会者

そういう意味で、その場ですぐに、どの人の話かというのはわかったほうがよかったということになるんでしょうかね。

5 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。

まだお三方のお話を伺えておりませんので、では、3 番の方、お願いいたします。

3 番

私が担当したのは、傷害致死という事件とかです。それで、さっきもご紹介いただいたように、争点が三つありまして、正当防衛のこと、それから、被害者が結局、亡くなったということがありまして、その因果関係のこと

と、あともう一つ、ごめんなさい、もう一点が。

司会者

殴った回数。

3 番

殴った回数ですね。

裁判が始まったときに、一番最初に出てきたのが、何回殴ったのかということが、とても話の中にたくさん出てきまして、何しろ相手の方が亡くなっているということがありましたのが、あとはもう、証人の方の意見と、あと、弁護側の方の意見というのが、どうしてもそこに寄ってしまうということがありまして。

一応、評議で戻ったときには、こうでしたよねということの確認をさせていただきます。

司会者

争点が多くて、しかも、正当防衛という難しい問題点もあった事件のように伺っておりますけれども、そういう難しい事件の中で、証人を10人ぐらい尋問されたようですけれども、それから、被告人質問も当然あったところだと思いますけれども、そのあたりの、証人尋問ですとか、いろいろ難しい問題点がある中で、それをご判断されることとの関係で、わかりやすかったとか、あるいは、ちょっとこのあたりどうだったかなとか、そういうあたりのご感想はいかがでしょうか。

3 番

そうですね。私の事件は結局、1年前にあった事件の裁判ということで、出てこられた証人の方もとても歯切れよく、とてもそれをきっちりと言ってくださる証人の方もあれば、何かちょっと、記憶にちょっと、という感じで薄れてしまっている方があったりで、証人に出てくる方の中にも、いろんな方がいらっしゃいまして。

やっぱりその方が見ている本当の角度によっても、殴ってる回数が、たまたま向きによって、相手が、どっちが先に殴ったかということを決めるにしても、やっぱり角度で、本当に見方で、たまたま1回殴っても、違う方向から見てれば、それは見えなかったということになってしまうということで。

ただ、そんなに証人の方が、私の事件はたしかいらっしゃらなかった、私の中ではちょっとごめんなさい、記憶しているものですから、ましてや、被害者になっている方が亡くなられているということを加味しますと、やっぱり証人の方の意見がとっても判決に響くという部分があって、もっと証人の方が出られたら、もうちょっと違う方向からまた見られたこともあるのかなというふうには感じました。

司会者

いろんな角度から見ている証人のお話を聞くというのはよかったと。

3番

そうですね。

司会者

もっとあればよかったということですね。

3番

というか、路地であった、そういう事件であれば、北から見た見方と、南から見れば、当然、先にどっちが手を出したかという論戦になったときに、見えるところと見えないところがあるとなると、やっぱり証人というのは多ければ、それだけ集約できる部分があるのかなというふうには感じました。

司会者

いろんな角度から見ている証人の話というのを順番に聞いていかれると、それがずっと頭に入って議論できるかどうかというところも気になってくるところですけれども、そのあたりは、この人はこっちからこんなふうに見えた、この人はこっちから見て、こんなふうに見えた、そのあたりはあまり整

理に苦勞されたりはなさらなかったでしょうか。

3 番

そうですね，整理というか，ある中での整理しかもちろんできませんので。

ただ，亡くなった方というのが，持病があるということで，結局，最後に転んだというか，転倒したそのときの衝撃とか，いろんなものが，普通の方でしたらけがで済んだところが，持病があるために出血ができたとか，そういうことに絡んでいってしまうので，殴ること一つとか，何回やって後ろに退いたとか，そういう細かいことが，ある意味とても重要な部分を含んでるもんですから，どうしてもそこは大事な部分ということがありましたので。

それによって，その方が有罪になるか，無罪になるかの本当大きな争点というふうになっていますので，被害者が亡くなっているということを加味しますと，証人の方の意見がとても大きく反映される裁判だったかなというふうに感じました。

司会者

どうもありがとうございました。

ほかの方，いかがでしょうか。では，6 番の方，お願いします。

6 番

私のほうは，皆さんと違って，ちょっと軽いと言っては失礼なんですけれども，覚せい剤と交通の殺人未遂ですけれども，証人の方が皆様，警察官の方ばかりでしたので，聞きますと，別室で質問内容の，リハーサルとっては失礼ですけれども，そういうのをやってみたいで，出てきて何か，ちょっと違う，質問と答えとが違うとか言われたこともありまして。

それで，交通のですので，メモが全部図面なので，私たちにはちょっとわかりづらいんです。ただズラズラズラズラっと流されるだけで，焦点みたいなものがちょっとわからなくて，メモというか，道路のところのをずっと流されてるだけで，それがどこでどうなったのか，それが全然わからなくて。

ただお1人だけ素人の証人がお見えになったんですが、その方も、検問でたまたまそこに居合わせただけで、最初は証人に出るのも嫌っておっしゃってたんですが、でも、顔を見せないということで出てくださったんです。

ほとんどの証人が警察の方ばかりなので、専門用語とか、そんなのばかり聞かされて、私たち素人はよくわからなかったもので、もうちょっと詳しく、わかりやすくしていただけたらなと思ったので。

司会者

幾つか問題点をご指摘いただいたと思うんですけども、最後のところの、証人が警察官と、ある意味で交通関係の専門家ということですね。

6番

はい。検問をやってたときに、何か、ひかれたというか、ぶつかったみたいなんで。

司会者

それで、専門用語が多くてわかりにくかったというお話ですが、例えば、ご記憶されてる中で、こういう言葉が出てきて困ったとかいうのは。

6番

コーンとか、そういうのも、わからなかったですね。それで、あれもただ単に置くだけじゃなくて、場所とか、距離とか、間隔とかもちゃんと決まってるって聞かされて、ああ、なるほどなど、それはものすごく勉強になりました。

ただ、そのときに、上のほうの方がいらしてて、そこに皆さんが集まったらしくて、交通事故があったときに見てなかったみたいで、上の人 cameたらみんな検問を無視して、検問というか、職業を無視して、お偉い方のところに行ってしまうのかなって感じがちょっとあったんですよね。

ワゴンみたいな写真がありまして、それを見たら、何かお偉いさんみたいな方が乗ってたらしくて、そうしたら、皆さんがそっちのほうにぱっと集ま

って、部下ですから、行ったらしくて、そのときに、交通検問しているところはだれもいなくなっちゃったみたいなんで、みんな、例えば、お酒飲んでてもずっと通り過ぎられちゃう、過ぎてもだれもわからないという感じもあったんで、だれか1人か2人そこに残って、私が残ってます、だれか1人2人残ってるって、上の人が普通にちゃんと言えば、全員、上の人が来たからってそっちへ行かなくちゃいけないのか。

変な話、飲酒運転ですって行っちゃえばわかんないだろうって思っちゃうんで、だから、皆さん全員行かなくても、1人か2人、検問のところにいて、ちゃんと交通事故を取り締まったほうがいいんじゃないかなって、ちょっとそのとき思ったので。

司会者

具体的な事件の話になってきているので、審理がわかりやすかったかどうかということに話を戻させていただきます。交通取り締まりで使っている言葉だけれども、なれない言葉があって、そのあたりはわかりにくかったということをお聞きしたいんですが、例えば、コーンとかですかね。それが何の意味だというのは、後で何らかの形でおわかりになったわけですね。どういう形でおわかりになったんですか。

6番

どういう形というのは、例えば。

司会者

だれかに説明を聞いたとか、あるいは、警察官に質問されたとか。

6番

それは、弁護人の方とか、検事の方が、名前を、コーンという名前を言ってくれたのでわかったんですけど、それまで勉強不足で、名前、あることは知ってましたけど、名前を知らなかったんで、そこはちょっと勉強になった。これで一つ覚えたなど。例えば、普通の道で、これはコーンだなとか。

司会者

ありがとうございました。それから，あともう一つ，先ほどお話が出てきました中で，交通関係の事件なので，図面がたくさん出てきたんだけど，余りわかりやすくなかったとおっしゃっていましたね。

6 番

例えば，新宿方面，何々方面，何々方面と，ただ写真みたいにスライドみたいに流すだけで，私たち，証人とか，被告人に流しているだけで，それで終わっちゃうから，どこで車がとまったとか，そういうのが全然わからなくて。部屋へ行ってから，意見交換じゃないんですけれども，一応，話はしたんですけれども，最初のところは，ほとんどスライドを流すだけで，その辺がちょっとわからないので，もうちょっとゆっくり流してほしかったです。

司会者

多分，検察官から出された証拠書類の中に，そういう図面とか写真がたくさんあったんだと思います。それがただ流されてるだけだったので，どこに注目したらいいかというのがちょっとわかりにくかったかなということでしょうかね。

6 番

初日にこんな長いのを，ただスッ，スッと流しているだけで，被告人の方とか，弁護士の方が，間違いありません，間違いありません，そればかりの繰り返しで，「はい」，「はい」というだけで，本当にわかってるのかな，本当にここで事故，ぶつかったのかな，ここでぶつけられたのかなとか，「はい」，「はい」というだけで，本当にちゃんと見てるのかどうかというのがわからなかったですね。

例えば，そこでわからない，「そこちょっととめてください」とか，「そこ違います」とか言えればいいんでしょうけれども，余りにもスッ，スッと行き過ぎるので，証人の方たちも，とめる場というか，とめるひまがなかった

んで、私たち、証人の方たちも、ちょっと待って、「そこは違います」とか、「ここは」と言うのもあってもいいんじゃないかなということをおっしゃったんですけれども。

司会者

図面とかは、最初に示されただけではなくて、証人尋問とか、被告人質問でも、証人、あるいは、被告人にも示されてはいたわけでしょうか。

6 番

そうですね。

司会者

それもまた随分速かったと。

6 番

速かったんです。サッサッサッと。だから、字も何も見えなくて、線みたいにサーッと行くだけで、それがちょっと。例えば、終わってから何か、違うところありましたかとか、そういうのがあればまだよかったですけど、そういうのもなかったですし、ただズラズラ、はい終わりますという感じだったので。

だから、証人とかほかの方も、ちょっとそういうところを見たかったとか、聞いてみたかったなというところがあったんじゃないかなと思うところもちょっとあったんで。

司会者

ありがとうございました。

6 番

ありがとうございました。

司会者

今の6番さんからのご指摘ですけれども、一つは、専門的な、なじみのない言葉がわかりにくかったというお話がありましたけれども、ご担当の事件

がそれぞれ違いますけれども、ほかの皆さんでも、例えば、解剖されたお医者さんが証人尋問に来られているというような事件があったりとか、そういう事件もあるようですけれども、専門的な言葉が出てきて、そこがわかりにくかった、そういうご経験のおありの方、ほかにいらっしゃいますでしょうか。では、3番の方。

3番

私の事件では、解剖というか、そういうのがありましたけれども、言葉については、皮下出血、いろいろな専門的な出ましたけれども、きちんとした説明がありましたんで、よくそれは理解できたっていう感じでした。

司会者

ありがとうございました。

それから、もう一つ、同じく6番さんからのご指摘で、図面とか写真がたくさん出てきたんだけれども、ゆっくり見られなかったとか、あるいは、どこがポイントなのかというのがちょっとわかりにくかったというようなご指摘だったかと思いますが、この点について、たくさん図面があったとか、写真があったのでわかりにくかった、あるいは、たくさんあったけれどもわかりやすかった、そのようなご体験のある方、いらっしゃいますでしょうか。5番の方、どうぞ。

5番

私のときは、証拠として、メールのリストみたいなもの、「こういうメール送りましたよね」、「こういうやりとりしましたよね」というのが証拠として提出されたんですけど、検察官側から、一文だけ来るんです。

多分、検察官とかの方は、全部やりとり見ててわかると思うんですけども、「この文書送りましたよね、以上」といって、この文送ったから何なんだろうというのは、正直疑問に思って、もうちょっと前後見たかったなとか。

スクリーンに映し出されたのが何回かあったんですけど、逆にこのメール

って相手のほうが悪くないのかなとか，こういうメールが送られたからこのメール送ったんじゃないのって個人的に思ったりしているけど，つまみ出して証拠として出たので，その前後ももうちょい見たかったなとか，質問したかったなというのはありました。

司会者

ありがとうございました。6番さんはたくさんあったのでわかりにくかったというようなお話ですけれども，逆に5番さんは，絞られ過ぎていてわかりにくかったということでしょうかね。

5番

そうです。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。1番の方，どうぞ。

1番

私が担当した事件は非常にわかりやすい事件でしたので，資料ももともとそんなにたくさんではない事件だったんですけれども，非常に整理整頓された状態，資料として整理整頓された状態で，非常にわかりやすかったです。

特に印象的だったのが，法廷で示された検察側の資料だったんですけれども，図解されている。ポイント，キーワードになること，主張する部分が箇条書きになっていて，必要かつ十分というような資料で，あっちも割と大小の，絵なんかも工夫をされて，直観的にわかるような資料になっていました。そして，主張する部分がまとめられていたので，検察がなぜその求刑をするのかというところが，こちら側にも非常によくわかりました。

一方，余り申し上げるとかわいそうなんですけれども，弁護人さんのほうの資料が，なぜ検察が求刑する刑に対して，もう少し軽くというふうに主張しているのかというのが非常にわかりづらかったです。

わかりづらい理由が，自分の言葉になってないというか，伝えようという

意思が余り感じられないというか、ただ書いただけ、それを読み上げるだけというような印象を受けてしまったというか、せっかく弁護人が法廷でしゃべりますので、そういうところで、資料としては必要なポイントに絞って、それこそ箇条書きでも構わないところ、それを補ってしゃべっていただいたほうがわかりやすかったかなと思います。

結局、足がかりになったのは、どちらかというところ、申し訳ないですけども、検察側の出してきた資料ではありました。

なので、弁護人さんが、もう少しこの事件が複雑になった場合は、この弁護だったらきついなというのが、すごく辛口で申し訳ないですけども、これで行っちゃうと検察のほう通っちゃうなっていう意見を持っちゃうなっていう。

やっぱり我々、私なんかも素人ですので、もちろん専門的な用語もすべて裁判官の方が丁寧に説明をしてくださいましたし、非常にわかりやすくしてもらいましたので、その点では混乱はなかったですが、だからこそ、わかりやすさというのがとても大きなキーワードになってくるかなと思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。検察官の出されたものはわかりやすい、工夫されていたと。その点に比べると、弁護人のほうはちょっとという、厳しいご指摘もあったところで、冒頭陳述とか、あるいは、論告、弁論といった、主張の関係の、口頭での主張のされ方とか、あるいは、用意された資料の出来ばえ、そのあたりにちょっと差があったかなと、そういうようなご指摘なんでしょうか。

1 番

大きな差があった。申し訳ありません、率直に。

司会者

それで、1番さんのご担当の事件の進行予定表なんかを見ますと、検察官のほうから出された証拠書類、これは多分、法廷で読み上げられたりしたんだと思いますけれども、それがかなり長い時間読み上げられているような予定になっているんですけれども、そのあたりは、わかりやすかったかどうか、あるいは、読み上げられた証拠書類を聞かれて、頭にすっと入ったという感想をお持ちになられたか、あるいは、後から整理が必要だったと思われたか、そのあたりいかがでしょうか。

## 1番

記憶が非常に昔なもので、正直申し上げまして、読み上げがあったんだろうと思うんですが、頭には入ってません。記憶に残ってません、正直なところ。

なので、読み上げについては、本当に儀式というか、我々にとっては、それは足がかりになってどうこうというよりは、最初に事前に学習した内容というんでしょうか、事前に聞かされていた内容、あるいは、事件の経過ですとか、そういったものを中心に協議をしていたかなというふうに思います。

読み上げられていた記憶がちょっと私はないので、そこについてはちょっとコメントはできかねます。すみません。

## 司会者

私どもも、実際の法廷がどうだったかということは存じませんので、あるいは、そんなに長い時間読み上げられたわけではなかったかもしれませんが、ちょっとそこは余りご記憶でないということですので、これ以上はお伺いしないことにいたしますけれども。

それでは、今、1番さんのご指摘としては、主張の関係で、当事者の活動にいい活動とよくない活動があったというようなお話だったんですけれども、主張以外の、検察官も弁護人も、証人とか被告人にいろいろ質問をするというような場面もあると思いますけれども、そのあたりに関連して何かござい

ますか。

3 番

私の事件の、弁護士さんと検察官の、何か力の持ってるものが、もしかしたらちょっと差があったのかなと。こう思ったのは、弁護士のほうは、それこそ書面を見て質問するというので、本当にゆとりを持って、何かその証人さんに、どうでしたかっていろいろ質問されるんですが、検察官の方は、これだけを聞かなきゃいけないという資料をたくさんお持ちだったせいか、一つ一つ、これはどうでしたかって聞いて、答えが来ると、すぐにまた次の質問をされるということで、本当に、ゆとりといたら変ですけども、ちゃんと答えをきちんと把握した上でまた質問を返してるのかなというような、ちょっとそんな印象を受けたので。

やっぱりそれは、経験というか、その辺が出てしまったのかなと思って、何となく弁護士の言うほうに、ついつい「ああ、そうだ、そうだ」ってうなづく場面がとても多くて、逆に検察官の方が質問している間は「大丈夫かな」というような、ちょっとそんな不安を覚えたような、そんな場面が多々あったかなというふうに思われました。

司会者

今度は検察官にちょっと厳しいご指摘だったかもしれませんが。あらかじめ用意してある質問を順々にしていくというより、答えに応じて臨機応変に質問してもらったほうが、聞いていてわかりやすいと。

3 番

そうですね。ですので、お医者さんがたまたまいらしたんですけども、最後ちょっと頭に来て、同じことを何度もそう聞いてどうのこうのって、けんかではないですけども、口論になってしまった場面があって。

だからやっぱり、聞く側の聞きたいことは何かきちんとなされてないために、相手のお医者様がいらいらし始めて、答えるのも時々躊躇するような

場面もあつたりしたものですから、やっぱり相手から答えが返れば、それに対してきちんと把握した上でまたそれを返すというやりとりを私は見たいなというふうに思っていましたんでね、その辺がちょっとまた意外な部分であったかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。尋問、あるいは、質問の仕方についても、ご指摘をいただいたところですが、同じようなことでご感想のおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

5 番

私が担当したときは、検察官側が、仕方がないのかなと思うんですけど、「こうやりましたよね?」、「こうですよ?」という感じで、結構上から来てて、私としては、人間としては余り、印象悪いなど。

仕方がないのかなと思うんですけど、話させたいというのもあって、よく弁護側に「それって誘導尋問ですよ」って何度も言われて、裁判官の方にも「それはおかしいので、誘導することはしないでください」と何回も言われているにもかかわらず、上から言って。

「そうなんですよ」、「やりましたよね」、「あなたですよ」って言って、「いいえ」とはずっと言うんですけど、「やってません」って言うんですけど、「質問に答えられたもの以外はしゃべらないでください」とか何か、結構厳しいことを検察官が言ったので。

裁判員って多分、普通の民間の一般の素人なんで、そうするとこの人何か嫌な感じだなって。多分、正しいことを言っていると思うんですけど、聞いている側として嫌だなど。被告人が質問されてるんですけど、そういうのに対しても、被告人もこれだったらしゃべりたくないだろうなという印象を持ったので。

それに加えて、弁護人の方は、結構フォロー入って、多分フォローする側

だからかもしれないですけど、聞いた質問に対して返ってきたら、「こういう気持ちでこうやったんですよね」、「やったっていう認識でいいんですか」という確認とかやってたので、何か、聞いている側としても、だからそうなんだというのでも一步踏み込めて理解できましたし、こっち側も逆に、質問できるタイムがあったと思うんですけど、こちらも質問しやすかったですね、その後は。

ただ、最後に検察官側が終わった後は、質問できないっていう感じでした。

司会者

質問の仕方について、印象みたいなところもおっしゃっていただきましたけれども、単に印象だけではなくて、内容が入ってくるかどうかというところにも、聞き方によって違いがあったということでしょうか。

5 番

そうですね。そういうことで、検察官から上からぱっと言って、被告人とか証人の方も何か、「はい」って言うてるにもかかわらず、ほかのこと、フォローをしゃべろうとしたら、弁護人や証人の方がしゃべろうとしたら、「いや、今聞かれたこと以外しゃべらないでください」ってバチッと切っちゃって、いや、今の聞いたかったなと思ったりとか、仕方ないかもしれないですけど、そこはちょっと何か、厳しいなという印象が強くありました。

司会者

ありがとうございました。尋問、質問についてはいろいろご感想があるようですが、もうお一方ぐらい、ご感想ある方、いらっしゃいましたら。6 番の方、どうぞ。

6 番

検事さんが女性の方で、関西系の方だと思われるんですけども、言葉がちょっときつくて、私たち女性から聞いてても、もうちょっとやさしく聞いてあげてもいいんじゃないかなというところもありました。

あと、弁護人の側の方は、ちょっと当日、ずっと体の調子が悪かったのか、お風邪を召していらして、声がちょっと聞き取りづらくて、そういうときは、例えば、「本日は風邪気味なのでちょっと聞きづらい」、そういう前置きみたいなものをちょっとしていただけると、私も、今日はしょうがないか、お風邪を召してるから、じゃあと思ったりとかしたんですけども。

あとやっぱり、女性の方は意気が強いので、何度も「異議あり」、「異議あり」という、弁護人の方から声が上がって、被告人の方もちょっと、被告人ですから本当は悪いことしてるから同情しちゃいけないんですけども、ずっとかわいそうぐらい下向いてて、一言もしゃべることもできなくて、ずっと下向いて、しまいにはちょっと涙を流したりしているところもあったんで、逆に何か、変な話、ちょっと同情しちゃうところもあったりして、もうちょっとやさしく聞いてあげて、確かに罪を犯したことはよくないかもわからないけれども、もうちょっとやさしく聞いてあげてくれたらなって、そのところをちょっと考えたんで。

司会者

ありがとうございました。内容だけじゃなくて、聞きやすいかどうかというのも大事なところでしょうかね。

6番

そうですね。大事なところなので、もうちょっと、例えば、ゆっくりとか、もしちょっと、どうしても声出ないとか、だめなときは、だれか隣にいらっしゃる方にでもかわりにしゃべっていただくとか、その方もずっと下を向いたままで、資料ばかり、だれかのご意見じゃないですけど、下向いたままでずっと棒読みみたいな感じだったんで、余計聞きづらくて、「えっ？」とか聞くのも失礼に当たるので、なるべくこんな感じで、ほかの裁判員の方も聞いていました。

前のめりで聞いている方が多かったんで、もうちょっとゆっくりしゃべる

か、あとは、そういうことはできないと思うんでしょうけれども、かわりの方がしゃべってあげるとか、もうちょっとそういうふうにして。風邪をお召しになったのでしようがないと思えばそこまでですけども、そののところがちょっと思ったので、勝手なことを言ってすみません。

司会者

ありがとうございました。最初、弁護人に厳しいご指摘があって、その後、検察官に厳しいご指摘があって、最後は双方に厳しいご指摘。ここはやっぱり、それぞれ当事者からお尋ねいただかなきゃいけないと思いますが、それぞれいろいろご指摘あった検察官、弁護人、いかがでしょうか。

高島検察官

検察官もいろいろ、人それぞれのところがあって、聞き方とか、法廷での尋問の口調とか、それぞれですけども、改めてお尋ねしたかったのは、形式面、今、何人かの方から、中身をもう少し、もう少し証人から聞き出してほしかったというか、その次の言葉が聞きたかったというようなこと、それがあればもう少し事実がわかったというような話もございましたけれども、聞き方の問題が一番、最初の入り口としては大事なんでしょうけれども、聞き方が悪いために、証人から、もうちょっとこの点を聞いてほしかったのに、ここまではなかなか聞いてくれなかったんだよねと、そういう何か、フラストレーションというか、そういうのがもしあったとすれば、教えていただければと思います。

つまり、恐らくそういうときは、検察官が聞いているのがよくわからなくて、聞いてもなかなか、何が起きたのかイメージがわからなくて、それで、裁判員としても直接聞きたくなるなというふうに思うと思うんですが、そういうフラストレーションというのは何かあったでしょうかというところを、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

司会者

具体的な事件の中身にわたるということではなくて、一般的に、もっと聞いてほしかったなというようなところがあったかどうか。

高島検察官

それは聞き方の問題だったのか、それとも、聞く内容の問題だったのか、その辺も含めて、もし気づくところがあれば、記憶があれば、教えていただきたいと思います。

司会者

どなたかいかがでしょうか。どうぞ。

2番

聞き方ちょっと違うかなと思うときは、ゼロではないですよ。ただ、最後に証人質問という時間が、すべて設けられてますよね。そのときに、裁判員側からも、裁判所側からも質問ができるので、多分、私の事件は、裁判長、裁判官で3名いらして、検察の方も3名、弁護士2名とか、結構人数多くて、それぞれタイプによって聞き方が違うとか、あとは「こういう聞き方どうなの？」というのはもちろんあるんですけど、一番大事なのは、一番大事なところに近づけていくということだと思うんですけど、それを評議室とかで、聞き方とか、感情論にならないように、戻ってからきちんとみんなで整理をする時間を、裁判長とかを筆頭に設ける時間があったり。

あと、聞きたいことを、私たちから直接聞くか、もしくは、裁判所側から聞くかということは別にして、ある程度、どういったところがまだ不足しているかということを知ったので、ちゃんと聞いていてくださいというのも言ってもらいました。

要は、証人の方は次の日来ないから、ここがわからないというところがあったら、きちんと聞いて、もちろん、聞いてまずいようなことは、裁判官の方から聞いてもらうということで、これを聞いてなかったから評議に困ったということは、私の事件ではなかったというふうに記憶しています。

5 番

私のときは、証人の方が来たときは、実際に、今おっしゃられたとおり、フォローは裁判官の方がしてくれて、裁判官の方が追加で質問してくれてたんで、そのときは余り感じないんですけど、後々になっていろいろ証拠が出てきたり、ほかの人の証言を聞いたときに、あの人ってそのとき何やってたんだらうか。例えば何か、これってあの人がかこうしてたんじゃないのかって、いろいろ出てくるんですよ。

そのときに、もう一回聞きたかったなというのはあったんですけど、先ほど言われたように、一回出たら次の日に出てくるわけではないので、何というんですかね、証人の順番も、後々、この人最後だったらいっぱい聞いたのにとかいうのは、裁判官も含めていっぱい意見は出ました。

司会者

証人の順番も工夫があると、わかりやすくなる場所があるんじゃないかというところもあるんでしょうね。

5 番

そうですね。私が担当したときは、一番最初に出てきた人が実はキーポイントだったりして、後々、頭が整理できた後に、ここはこの人に聞いておきたかったなというのがいろいろ出てきたというのが事実です。

司会者

ありがとうございました。

高島検察官

もう一点ですけれども、ちょっと別の観点ですけれども、検察官が中途半端に聞きちゃって、もっと突っ込んでほしいのに、そこで質問やめないでよということにはなかったですか。そういう経験、ある方いらっしゃいますか。

5 番

どんな質問かは別として、結構あったと思います。

高島検察官

具体的に聞くわけにはいきませんね。わかりました。ありがとうございました。

司会者

今、手を挙げられた方は、お三方ですか。よろしいですか。  
では、弁護人の立場から。

中野弁護士

ちょっと視点を変えて。風邪を引いていて声が小さい尋問者、それから、言葉がちょっときつい尋問者、また、非常にこなれていて、なれてるんだなと思うような弁護人なり検察官、また、逆に、書面を読むだけで何やってるんだろうなという人もいたという話を聞いてるんですけども、人というのは、同じことを言うのでも、だれがしゃべるかによって受けとめ方が違うということがよくあると思うんですけども、そういうことを感じられましたか。

だれが、弁護人と検察官のキャラクターとか経験とかによって、この人が言ってるから信用できるんだな、というようなとらえ方をされたということはあるですか。

司会者

どうぞ。

1 番

先ほども言いましたように、自分が担当した事件は、たまたまそんなに論点がずれることがなくて、量刑をとるところだったので、そんなに影響はなかったかと思うんですが、自分の担当したメンバーみんな感じていたようなんですけども、もう少し、このしゃべり方だったら、アプローチの仕方だったら、感情を入れてはならないと言われてたとしても、一般人はわかりやすさであるとか、印象であるとか、そういった面で、どうしても左右され

てしまう、潜在的に左右されてしまう部分が恐らくあると思うんですね。

なので、気持ちが入っている言葉かどうかとか、絞られていって、ストレートに、誠意を持ってアプローチができていくかどうか、そういったところは、直観的にわかってしまうところなので、そこを大事にしてほしい。

それは弁護士であろうと、検察であろうと、事実を明らかにして刑を決めていくとか、有罪か無罪かを決めていくというところでは、非常に大事なところじゃないか。事務的に処理をしてはならないところというんでしょうか、伝えて、それが決定されていく中では、やはり、儀式だけで終わってはならないところはあるのではないかなというふうな印象はあります。

中野弁護士

1番さんの事件で、介護疲れによる、お母さんをあやめてしまったというような事案だと思うんですけども、そこで被告人の苦悩みたいなものというのは、ストーリーとしてあったと思うんですね。今回よりももっと複雑な事件だったらどうだったかわからないというお話がありましたけれども、今回の事件の場合は、被告人の苦悩のようなものは、弁護士が言ってることから伝わってきましたか。

1番

弁護士からというよりは、はっきり申し上げまして、事件そのもののストーリーというか、その内容だけでもうそこは十分なところがあって、逆に弁護士さんからはほとんどそれは感じられず、本当に書面を読んでいるだけで、「もうわかってますよね？」というような前提で話されていたので、弁護士さん、本当に申し訳ないですけども、いらっしゃるだけなのかなって。

中野弁護士

正直、ある意味、検察官というのも、ある程度被告人の立場に立った、被告人にこういう点は有利ですよという、当然な立場で話される部分があると思うんですよ。そこから被告人の苦悩を拾い上げた部分もあるということ

ですか。

1 番

もちろんです。

中野弁護士

なるほど。ありがとうございます。

司会者

よろしいですか。

高島検察官

一点ちょっと質問がありまして、たしか、3番の方だったと思いますけれども、正当防衛が問題になったということでお話がありましたけれども、その話に戻って恐縮ですけれども、当然、正当防衛ってすごく難しい、もともとすごく難しい概念だというふうに、我々自身もそうですし、恐らく裁判員の皆さんにとってもすごく難しかったなと思うんですが、法廷における検察官の説明とか、あるいは、弁護人の説明とか、あるいは、評議室での裁判官の方の説明とか、いろいろな場で、正当防衛というのはこういう制度で、こういう場合に無罪になるんですよという説明があったと思うんですが、それは、なるほどという形で自分の中で合点が行ったというか、こういう制度なのか、これなら無罪になって当然だよな、そういうような、自分の中でぐっと理解できたでしょうか。

それとも、こういう基準で無罪になるんですよという、その基準があって、こういう基準がどうして出てくるんだろうというところに、余りよくわからないけれども、何か適用していったと。その辺はいかがだったでしょうか。

司会者

具体的な事件の結論がどうこうというお話ではなくて、あくまで正当防衛という法律上の考え方についての説明がよくご理解されたかどうか、そういうご質問でよろしいですか。

3 番

正当防衛という言葉の説明を裁判官からしていただきまして、最初は正直なところ、何を言ってるのか、正直わからなかったんですね。言葉がとても難しいんですけど、結局、本来は何か、クロに近いということを自分の中ではわかっているけど、それを否定するに値しないということは、つまり、正当防衛が成立してしまうというふうに理解を持っていったっていうのが、最終的な、私自身が正当防衛を理解した部分です。

とてもだから、それが、相手に対して専ら、攻撃するあれがあったかとか、本当、言葉のところにみんなが、「専らというのは一体何のことでしょう」というぐらいに、説明の言葉にとっても引っかかっちゃったところがたくさんありまして。だから、要は、最終的には正当防衛になったというのは、結局、それを否定できるだけのものがないというか、そういう理解に至ってしまったというのが正直なところですね。

司会者

今のお話は多分、有罪であることを証明する責任が検察官にあるという、そういうこととの関係のお話だと思いますけれども。

3 番

そうですね。

司会者

そうしますと、逆に言うと、検察官に立証責任があるんだということを前提に判断するというあたりについては、その点はよく理解できたということによろしいですかね。

3 番

そういうことです。はい。

司会者

ありがとうございました。

高橋弁護士

若干戻りますけれども，二つございまして，まず一つは，3番の方が，証人の方が証言されたことを，評議室に戻られて，みんなで理解を深めていったというお話があったかと思うんですけれども，それは，証人尋問中に，例えば，証言の方であるとか，質問者であるとか，そういった方が，自分の動作を使って，例えば，右手をこういうふうに前に伸ばしたんですよねとか，そういうようなやりとりが現に法廷であって，それをなぞって，それをまた表現して繰り返されたのかどうかという点が一つ。

司会者

法廷でもそういう身ぶりを交えた証人尋問だったかどうか，そういうご質問でいいですかね。

3番

確かに，ちょっとやってみてください，どっちの手を出しましたかとか，高さのこととか，いろんな，それは法廷でもきちんとなされました。

ただ，いろんなことが出てきてるもんですから，もう一回それを整理する意味で，確認させていただいたということです。

高橋弁護士

ありがとうございます。

もう一点すみません，6番の方に今度はお聞きしたいんですけれども，先ほど，交通事件の関係で，図面があって，写真があって非常にわかりづらかったというお話があったかと思えますけれども，例えば，警察官の今の証拠調べですと，例えば，図面を見ながら，この写真はどの方向から撮ったものですか，新宿駅のほうに向かっているんだとか，霞が関のほうだとか，そういうような形の説明がなされたと思うんですけれども，それ自体がどうもわかりづらかったというお話だったのか，例えば，そうではなくて，写真ではなくて，例えば，動画を使ってみたり，交通事故ですから動くと思うんで

すけれども。

6 番

ほとんど写真でしたね。

高橋弁護士

そのほうがわかりやすかったとか、その辺は。

6 番

写真でしたから、部分アップしか写ってないものが多かったので、車はどの辺とか、場所がどこから撮ったとか、夜の検問、夜の写真でしたので、遠くから撮ったりとか、どちらの車が犯行の車なのかというのは、ちょっとわかりづらかったですね。

高橋弁護士

ありがとうございます。

司会者

よろしいですか。

それでは、ここまで「審理のわかりやすさ」ということを中心にご意見を伺ってきたところですが、残り時間少なくなってきましたが、これ以外の点で、ぜひ、今日ここに来たので、この感想は言っておきたいということがありましたら、何でも結構ですけれども、伺えればと思います。

あるいは、守秘義務というような問題も含めて、このことは言っておきたいなという感想がおありの方がいらっしゃいましたら、伺えればと思います。

では、5 番の方、どうぞ。

5 番

その他ということだったので、最終的に、裁判官と検察官と弁護人の方で裁判員の方を決めますといった最後の抽選、言い方が抽選と言っていいのかわからないですけど、抽選みたいなので選びますとあって、こういう事件にかかわりないですよとアンケート書いた後に、「大丈夫です」といって待

ってたら、「あなたは選ばれました、何番さん」と言われて、それが午前中だったんですけど、「じゃあ、今から法廷入ります」って。「えっ？」っていう、心の準備が全くできないまま入って、「今から行くの？」というのと、頭真っ白なまま入っちゃって、初日の前半なんて頭真っ白で、急にいっぱい目の前に人がいて、緊張だけして終わったというのがあったんで。

実際それって、皆さんそうだったんですかね。実際、それってどうなんだろうというのもちょっとあって、心の準備する暇もなくて。

司会者

5番さんの事件は、午前中に選任手続というのがあって、選ばれたら、その日の午後からもう最初の公判が始まるというスケジュールだったんですか。

5番

はい。そうですね。

司会者

同じようなスケジュールだった方、いらっしゃいますか。

3番

私の場合は、午後からの選任手続でしたので、その日に残るということ、審理に入るということはありませんでした。

ただ、とても不審に思ったのは、いろいろ都合で来られないという方、いろんなことを事前に出しますよね。最終的に掲示板のところにはぱっと番号が出されまして、私は目の前でくじでもやって、きちんと番号が出るかと思ったのが、コンピューターでうまいこと6人がピックアップされてるのか、目の前でやってなかったということにとっても何か、古い人間だからなのかもしれないけど、やっぱり皆さんの目の前で公平に引いていただいたほうが、選ばれた方とそうじゃない方に何かギャップというか、やりたいと思っている方が、何で自分は入らなかったんだろうとか、単純にそういう疑問がわいてしまうのかなと思って、皆さんの前で引けたら一番公平性があっていいん

じゃないかな，そんな感想は持ちました。

5 番

これって，選ぶ基準とかって，公開したらいけないとか，あるんですか。

司会者

最後に抽選しているのは，コンピューターを使ったくじですので，それはもう何も恣意が入るような余地はないものですがけれども，私も裁判員の皆さんとご一緒させていただいて，目の前でくじをやってほしかったというご感想を伺ったことはあります。

いろいろコンピューターの機材の問題ですとか，当日お集まりの皆さんの中でも，実は全員がくじに参加されているかということ，そうではなくて，当日辞退を希望されて，辞退が認められたので，実はくじに参加されていない方がいらっやって，でも，それがどなたかというのがわからないようにということやらせていただいていることもあって，そういう意味で，一人ずつくじを引きましょうというようなやり方はちょっと取りにくいというような事情もあります。そのあたりはご理解をいただければと思います。

それでも，くじを目の前で見たいというご指摘は，よく伺うところですので，何かいい方法を考えたいなと思うところはあります。

選ばれてすぐに裁判始まっちゃったというご経験の方は，ほかにはいらっやらないでしょうか。

5 番

私だけ。

司会者

ということは，逆に言うと，選ばれた人，それから，裁判の1日目は別の日，あるいは，間に何日かあったとか，そんなような感じでしょうかね。

1 番

自分は連続してましたね。

司会者

1 番の方。

1 番

いきなり法廷には自分たちは出なかったです。控室でこういうのをやりますよという、1 日拘束されたのは拘束されたんですけども、自分の場合は、ちょっと、記憶が余り確かではないですが、いきなり法廷でなかったことは確かで、朝に呼ばれまして、決まりましたと。そうしたら、そのまま審理に入りますって監禁されますよ、拘束されますよというふうになったのは確かです。

なので、半日くじだけ、抽選だけで終わるのか、1 日休暇を取らなきゃいけないのか、「あっ、選ばれちゃいました」って言って、「何時になりますか」、「わかりません」みたいな、「延びるかもしれないって言われました」とか、そういう感じで、行ったり来たり、職場と電話かけに歩いたり、そういうところがありました。その次の日から審理、法廷に出るというような日程だったかと思います。

5 番

そうですね。ちょっと違う感じ。

司会者

ありがとうございました。

では、鬼澤裁判官から。

鬼澤裁判官

刑事 18 部、裁判官の鬼澤です。私、そういった選任手続関係の委員会の委員長をやっているものですから、いろいろ選任手続のあり方について議論しているところです。

裁判員制度が始まった当初は、5 番さんがやったような、午前中に選任して、できる限り皆さんの時間をむだにしないようにということで、すぐ審理

に入るということが多かったんですけれども、だんだんやはり、裁判員としてやっている間の仕事の始末をつけておかなきゃいけないとか、そういったお声が強くなってきて、最近は割と、選任手続と第1回の公判期日を離す、何日か離すという取り扱いがだんだん多くなって、どっちかというところ、今、そちらのほう主流になってきています。

まだ制度が始まって3年目のものですから、いろいろな試行錯誤を重ねながら、国民の皆さんにできるだけご迷惑をおかけしない形での選任手続と公判ということを考えているところであります。

今、そういった状態であるということをご理解いただければと思います。

司会者

ありがとうございました。2番の方、どうぞ。

2番

私はそれでした。前もって、要は、選ぶ日に呼ばれて、そこでもし選ばれたら、審理の日程はこれですって全部、前もってもらったので、それがちょっと日にちがあったので、会社のほうにも、もし抽選で選ばれたら、ここからここまで休ませてくださいというのが前もってスケジュール調整できて、要は、そのときに仕事のスケジュールが、行かれる日かどうかというのも確認できたので、参加することができたので、それは改善してもらってすこいよかったと思います。

司会者

ありがとうございました。3番の方。

3番

私の場合は、最初、候補者になったときには、恐らく三、四日が大方多いですというふうにお聞きしてたんです。ところが、いざ今度またこちらに来るといふときのスケジュール表を見ましたら、かなりの日程の多さに正直なところ、ちょっとびっくりしました。

これは私の認識不足だったのかもしれないですが、全日程を必ずクリアしなきゃいけないということなのか、どこかにもしかしたら書いてあったのかもしれないですが、私はとにかく、まずスケジュール表を見たときに、こんなにたくさんあると全部はちょっと無理かもしれないけど、まあ何とかという思いがまずめぐっちゃったもんですから、そのつもりでこちらにも来たんです。

そうしたら、ほかの方がたまたま質問できるときに、「全日程は無理なので、ここ1日だけはどうしてもだめなんです」と言ったら、結局その方は裁判員には選ばれなかったということで、3日、4日ならある程度都合がつかますけれども、やっぱり10日以上日程になったときは、全日程をクリアすることを前提とするということをスケジュール表の下なりにちょっと明記していただけると、なかなかたくさん文字のあるところをきちんと隅から隅まで読むのはとてもあれなので、何かそういうことが書いてあると、ちょっと迷わないで済んだかなというのが私の印象でした。

鬼澤裁判官

どこかには書いてあると思います。ちょっと私今、手元にはないものですか  
ら。

3番

できれば、せっかくスケジュール表のカラーのが入ってますので、あの下にきちんとそこまで訴えていただけると、その時点で随分の方が、もしかしたらだめだということが自分でわかって、ここまで足を運ばなくても済んだ方も数名いらっしゃいましたので、そういうのを一緒につけていただくとちょっとありがたいなというふうに思いました。

司会者

6番の方、お願いします。

6番

私は皆様とちょっと違って、おかげさまでスケジュールは、夕方からの仕事だったので全くあれはなかったんですけど。

ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、私と同じ職場で、女の方なんですけど、もし万が一の場合は、どの辺ぐらいいまで話したらいいのかなって、彼女に聞かれたもので。

鬼澤裁判官

職場とか家庭でお話するのは構いませんけれども、これが例えば、ブログとか、ツイッターとかで「私当たっちゃった」とか書かれると、全世界に波及することになってしまいますので。

6番

ありがとうございました。

司会者

さっきのくじの話ですね、私、一裁判官として、ご要望はわかります、みたいなことを申し上げたんですけども、鬼澤裁判官、担当されている立場で、くじの関係で何かお話ありますか。

鬼澤裁判官

いろいろ事務的な問題もあって、すべて名簿から、コンピューター化しているものですから、無作為ということを実証できるようなプログラムが入っているはずなんです。

これを目に見えるようにするということになると、コンピューターですから、ボタンを押した瞬間に選ばれてしまいますので、これを目の前で、皆さんの前でやったとしても、ほとんど、「あっ」というだけです。

それを避けようとする、本当は決まっているにもかかわらず、何というか、自動販売機のドリンクみたいに、ピピピピピピ、ピッ、ピッ、ピッというような作為を設けるかどうかということですけども、ちょっと裁判所がやるんですから、そこまでの飾りつけはしなくていいかなということで、コ

ンピューターで無作為のプログラムを前提にしてやるということになっております。

司会者

そういうことでございますので、ご理解いただければと思います。  
では、どうぞ、5番の方。

5番

すみません、何度も。さっき、初日で選ばれた日の午後にすぐ、心の準備もしないまま法廷へ行ったと言ったんですけど、その日に殺人事件を担当したので、被害者の遺体というんですか、その場でバツて見せられちゃったんですよね。心の準備もできないまま行っちゃって、始めますとあって、ドキドキしている間に、では、証拠見てくださってパッと見たら、何か、わってなっちゃうという。

それで実際、私が担当していた人も、女性がいて、1人男性いたんですけど、男性のほうがまいっちゃって、2日目から来ないとか。急にこんなの見せられて、ご飯食べねえよ、なんて。その次の日の昼なんて、だれもご飯食べないとか、なっちゃって。

3日目以降はみんなで食事行ったりして、裁判官の方と仲よくさせてもらったのでよかったんですけど、皆さん違うって、今は違うって言ってたんで大丈夫とは思うんですけども、心の準備は必要なのかなって、かなり思ったときでしたね。

司会者

それも、選ばれてから裁判まで少し間隔が空いていれば、同じご遺体の写真を見るにしても違ったということですか。それとも、ご遺体の写真を見るということ自体についても何か工夫が必要ということもおありでしょうか。

5番

そうですね、私が一番最初に感じたのが、ドキドキしていて、頭真っ白な

状態のとき、「えっ、何これ？」みたいな感じでびっくりしたのと、時間空けばどうなのかというのも実際わからないんですけど、私のときは、頭をハンマーで何十発も殴打されたっていうちょっと痛々しい写真で、実際に見たくなくても、それを基準に考えないといけないとか、実際ここまでやる人ってどうなの？とかっていう論点もあったので。

確かに、見たふりするっていう手もあったと思うんですけど、まあ、ちゃんと審議するためには見ないといけないよねってなると、よく考えたら、時間が空いても関係ないのかなって、今思いました。すみません。

司会者

ご遺体の写真が出てくることについては、例えば、裁判官から何か事前に説明といたしますか、そういうようなことはあたりでしょうか。

5 番

そうですね。もしかしたら、こういう写真が出るかもしれないけど、そういうときは、出るかもしれないからっていうのは一応言われて、出るのかなと思ったら、パツというか、急に、サイドのスクリーンにパツと出されて、何だろうといったら、手元をごらんくださいといって見たら、びっくりしました。

高島検察官

そのとき、検察官から事前に、今からそういう写真をお見せしますという事前のアナウンスはありましたか。

5 番

そうですね、アナウンスがあって、多分、傍聴席でも見られるようなスクリーンもサイドにあると思うんですけども、そこを切って、手前で見せられて。

ちょっと話が飛んじゃったんですけど、そもそも、法廷に入るという意識も全くないまま、そんなの見るっていう覚悟もないまま、法廷に入れられて、

ドキドキしてたら，そういうのを見せられてっていう，何か，混乱しちゃったというのが第一で，滅入った人が3名ぐらいいたので，それはちょっとかわいそうだなって思いました。

司会者

そうしたら，やっぱり，心の準備の期間というのが大きいということですかね。

5 番

大きいのかなって個人的には思うんですけど，期間が空いたときにそういう写真は見たことないんであれなんですけど。

司会者

ありがとうございました。

1 番

ご遺体の写真，自分も拝見したんですけども，自分の場合は，心の準備ができた状態で，そんなに激しい亡くなり方をしたわけではないので，衝撃も少なかったのかと思うんですが，その気持ちはとてもよくわかります。見慣れてはいないわけです，我々は。

私だけかもしれませんが，霞が関のこの建物に入るだけで相当緊張を強いられています。入るときに，ボディチェックじゃないですけども，持ち物検査があったりですとか，そういったところで，とても緊張した状態で来ているというのは間違いなくて。

何回か通っていて，だんだん緊張がほぐれて，発言ができたり，しっかり考えて，考えをまとめて発信するということが，慣れたらできるんですけども，正直，1日目，多分，日が空いてたとしても，一番最初の審理の日というのは，とても緊張しています。

法廷の場で，守秘義務と言われただけで，私なんかは，職場でこれに参加するということを公表できなかつたです，勇気がなくて。どこまで言ってい

いかがわからないし、裁判員制度の裁判員に選ばれたということそのものを公表していいのかどうかというのも、とてもはばかられたというか、ドキドキして怖かったので、上司にしか話せなくて、すべて審理が終わって、実はそうだったんですってという話をしたのみ。それぐらい我々は緊張して臨んでいるので。

ましてや、ご遺体の写真であったり、凶器の写真であったり、いくら見せますよと言われたとしても、それ相当の、1日だったらいいとか、2日だったらいいとかという話ではないですけれども、初日というのは外したほうが間違いなくいいのかなという気はします。それは間違いのないと思います。やっぱりテンパってる状態で見たら、白くなって飛んでしまって、見なければいけないところを見落とす可能性はあると思います。

すみません、以上です。

司会者

ありがとうございました。

お話を伺いまして、やはり裁判員に来ていただく皆さんのいろいろなお気持ちの負担なども含めて、いろいろ、できる限り配慮しなきゃいけないということは改めて痛感いたしました。ありがとうございました。

では、お話も尽きないところではありますけれども、予定の時間も近づいてきておりますので、ここで、今日ご参加いただいております報道機関の方からのご質問をしていただく時間にしたいと思います。

A社甲記者

司法記者クラブ所属のA社の甲と申します。今日は貴重なご意見ありがとうございました。

二つほどちょっと質問を用意してきましたんですけれども、まず一つは、既に皆さんにいろいろご意見いただいたんですけれども、裁判員裁判を経験されて、葉書が来てから判決を出すまでの一連の手續の流れの中で、ここは不便

だとか、ここは直したほうがいいなと思ったところなど、今振り返っても  
しあれば、今まで出た意見以外であれば、お聞かせ願えますでしょうか。

司会者

全員から伺いますか。あるいは、何かある方だけ。

A社甲記者

ご意見ある方だけで。

司会者

では、1番の方、どうぞ。

1番

私の場合は、先ほど申し上げましたとおり、職場に、これに選ばれたと、  
選任されたということを公表するのに勇気が、そのとき公表していませんで  
したので、私の仕事をだれかにかわりにやってもらう、あるいは、穴を埋め  
てもらうために、どう調整するか。

要は、抽選で決まったら休みだけれども、決まらなかったら職場に行ける  
わけです。その不確定な部分をどう調整するか。仕事はこれに選ばれたら  
ということと言わない状態で、それを調整するのが、説明をするのが難しか  
ったというのがあります。

もしこれが、公表していいんだと自分がもし思っていて、今だったら「選  
ばれたよ」ぐらいは言えると思うんですけど、そのときは本当に緊張してい  
たので、言っちゃいけないと思っていたのでそうなんですけれども、選ばれ  
たということぐらいは言っているんだよ、ぐらいは周知されていれば、こん  
なには苦労しなかったかなと、振り返ってみれば思います。

司会者

ほかの方がいかがでしょうか。5番の方。

5番

同じ意見ですけど、もし、選ばれましたよというのを会社に提出用という

のが紙でもあればよかったかなと。選ばれて最終日に、この期間出ましたという証明書みたいなものはいただいたんですけど、選任手続だったり、選ぶ日って休むわけじゃないですか。それも含めて、その日の最初に渡されて、その日の最初というか、封筒が届いたときに、この期間は可能性があります、みたいな公書的なものを最初にいただければ、上司にちょっと説明しにくくても、これを渡せばいいからというのがあれば、楽にもうちょっとできたのかなって、個人的には思いました。

以上です。

A社甲記者

ありがとうございました。

もう一点、これもご意見ある方だけで結構ですけれども、最近の裁判員制度に関する報道に触れてみて、その報道内容が、実際、その制度のことを十分に伝え切れているか、あるいは、まだまだ不十分だなと思われるか、その辺、経験者の視点からぜひご意見をお願いしたいと思います。

司会者

いかがでしょうか。

5番

裁判員制度についての報道。

A社甲記者

制度から何年目の節目だったり、あと、大きな裁判員の事件があればいろいろ報道が出るんですけども、そういうのを例えば、テレビや新聞でごらんになって、この制度はもっとこう報道されたほうがいいんじゃないかとか、そういうご意見がもしあれば、お願いしたいんですが。

司会者

では、5番の方、どうぞ。

5番

よくニュースで見かけるのが、この期間拘束されて結構大変でしたとか、実際、評議室での話は、基本的にオープンにはできないと思うんですけども、裁判官の方がどういうふうに手厚くフォローしてくれたかとか、検察官、弁護人がどういう雰囲気だったというのを、もうちょっとしてもいいのかな。つらかったという報道のほうがよく聞くのかなというイメージですね。

例えば、皆さんそうなんですけれども、いい経験できましたというのは確かなんですよ。それプラス、実際、人とのつながりもできたわけで、一緒に食事に行ったり、裁判官の方とも、私たちがふだんかかわることもない職業の方々といろいろなお話できたり。

また、違うニュースで裁判員になったといたら、自分たちだったらどう考えたんだろう、この人たちってこういう苦労だったんだなというのもわかるよという、もうちょっとよい伝え方もしていいのかなというのは、個人的に思います。つらい部分じゃなくて、よかった部分というのを多く出していけば、みんな抵抗がなくなるのかなというのは感じます。

司会者

2番の方。

2番

私も5番の方と同じようなこともあるんですが、何か、選ばれた人たちが精神的につらいんだ、みたいなことばかりが前面に出るとするのはちょっと。私もこの制度が始まったときからいろいろ気になっているので、新聞見たりニュース見たりすると、どうしてもそういうことばかりが出ているのが気になったんですが、本当おっしゃるとおりで。

なぜこの制度ができて、今どういうふうに進んでいるか、そして、そのために今、私も専門的なことは余りわからないですけども、裁判員制度で事件を決めていくために、かなりタイトな時間で全部審理が終わるようにしたりとか、いろいろなことを変えられていますよね。昔だったら何年がかりで判

決が出たものを，コンパクトにまとめるためにいろいろ変えているということがあると思うんですけれども，そういうところももっと前面に出していかれたほうがいいと思いますし。

あとはやはり，この経験をしたことというのが，感情的にいい経験でしたというよりも，国民がやはり，今起きてることとか，日本で行われている仕組みなども経験できて，自分たち，人ごとじゃないということだったりとか。

あと，判決に至るのに，やはり，冤罪とかというのも最近はすごく出てきて，冤罪が怖いということで，自分が担当した裁判もそうだったんですけど，一体これをどういうふうに結論出すんだらうかって，最初，見当もつかない。怖かったら，無罪のほうじゃいいじゃない，みたいな風潮的もちょっとある気がしたんですけど。

きちんと理論的に物事を進めていくことで，ちゃんと一歩ずつ進んで解決，解決という言い方はちょっと変ですけども，結論を導き出せるんだなということも，いい経験をさせていただいたと思いますし，そういうことがどういうふうに進められているかというのも，もうちょっと出してもらうといいのかなというふうに思いました。

#### A社甲記者

ありがとうございます。基本的に，裁判員の経験者の方々の会見，私，取材するんですけども，基本的に100人中95人ぐらいの方は「いい経験でした」というふうにおっしゃっていただけるんですが，残りの数人が「つらかった」と発言されると，どうしても報道というのはそっちに飛びついてしまって，そこばかりピックアップしてしまうという風潮がどうしてもあるので，ここは皆様のご意見を肝に銘じたいと思います。ありがとうございます。

#### 司会者

3番の方，どうぞ。

### 3 番

私は、裁判員を経験させていただいて、自分の目がとにかく、インターネットを開いたり、あるいは、新聞で、これが裁判員裁判で出た判決ですという、今までは、もし裁判員をやらなかったら、恐らくそこには目には行ってないですし、やっぱり自分がそういう経験をしたことで、自分の目がそういうほうに向くようなことが、ずっとここ、選ばれた後、今日の交流会も出るに当たって、ちょっとインターネットで、よそでもやってるのかななんて、今日見たら、インターネットで引きますと、いろいろ東京だけじゃなくて、本当に地方でもやっている。

ただ、地方は東京みたいに回数が多いようなこともわかったりとか、結構そういう情報を、自分が今までやらなかったらきっと収集することもなかったであろうことが、そういうのができたっていうことですね。

やっぱり、自分が本当に素人ですし、まるっきり私の場合は専業主婦なんです。会社勤めもしてませんし。ですので、今回の長期にも、本当に家族の同意あって、全日程本当にクリアできたということがあるんですけども、やっぱり、人によって、そういうふうにはクリアできない方も、もちろんそこにあるかと思うんですけども。

とにかく、素人の私でも、裁判官とか、裁判長さんがきちんと私たちにわかりやすく、きちんと把握したものを私たちに伝えてくれた上での裁判だという、とてもわかりやすさが、やっぱりずっと続けてこられたことなのかなと思うので、やっぱり言葉一つにしても、いろんなことも、一般の方の目線、それに立って説明してくださると、もっと裁判員裁判に、そんなにわかりやすくしてくれる、そういうことであれば参加してみたいなという方がもし一人でもふえたらありがたいなと思って。

もっとその辺をPR、もちろん本には書いてありましたけど、きちんとそういうものを詰めた上での審議ですよというふうにおっしゃってますけれど

も、やっぱりそういう、今おっしゃったように、いい点というか、そのぐらいわかりやすく今は門戸が開けているんですよという、もっと多方面のいろんな方が裁判員裁判に参加されたらいいなというのがちょっと印象でした。

司会者

1 番の方，どうぞ。

1 番

すみません，よく登場するんですけど。私がぜひ言いたいのは，この裁判員という，権利だと思うんです。権利は行使してほしい，したい，すべきって思ってます。この裁判員制度ができたのって，専門家である裁判所の方々でもってして，その判決をもってして，一般国民が，我々のような一般人が「何でだよ」って思う判決が出るのが最近になって多くなって，そして，この制度が恐らく生まれたんじゃないかなと思います。だから，この制度はぜひ続けて行ってほしいと思うし，もしそれに，1年間もしかしたら選ばれるかもしれませんよというのをもらったら，ぜひ参加してほしいなと思います。

仕事を持っている人がほとんど，男性の方はほとんど持っている，女性でも持っている，私も仕事を持っています。そうすると，景気が悪くなって，仕事が忙しくなったらば，出ても出なくてもいいですよってなった場合には，出られない可能性があります。出たくても，職場がそれを許してもらえないというか，「君抜けてもらっちゃ困るんだよね。人ぎりぎりやってるんだから」ってなってしまった場合は，職場の理解というのが非常に必要になってきます。

そうすると，我々がただ単に「いい経験になりました」だけでは済まない。これで出られない人が多くなってしまったら，価値が薄れてしまうような気がして，意識の高い人がぜひ参加して，ぜひ誠意を持って頑張って審理に参加したいという人が出られない可能性も出てくるとなったときには，社会的

な理解を、「ああ、そうか、選ばれたのか。ぜひ行ってきてください」って  
言ってもらえる職場をつくるためには、プラスの方向の報道というか、PR  
というか。

今だと、まだ受け身の報道が多いと思います。裁判があって、ともかく裁  
判員制度の裁判があって、裁判員の方はこういう判断をしましたよ、例えば、  
涙を流している人がいましたよとか、その程度でしか私は報道からは受け取  
っていないんです。なので、それだけじゃなくて、プラスの報道というんで  
しょうか、アピールというんでしょうか、そういうところがあってもいいん  
じゃないかなと思います。

実際、自分が選ばれて、「くじ引きに行きます」って言ったら、「行かな  
くていいんでしょ」ってちょっと言われちゃった部分もあります。「別にそ  
れって強制じゃないんでしょ。今抜けてもらったら困るんだけど」という  
感じの姿勢で言われたんで、「いえ、ぜひ私はこの権利を行使させてくださ  
い」という形で休みを取って参加しました。

実際、3日間でしかないんですけども、たった3日間でもやっぱりそう  
いうふうに言われることもありますので、そのあたりがというところでは  
すみません。

司会者

ありがとうございました。

ほかの方、いかがでしょうか。では、6番の方。

6番

私も1番の方とほとんど同じ意見ですけども、やっぱり会社の上司の方  
が「仕事を理由に断ったほうがいいんじゃない？」って言われたんですけれ  
ども、仕事はほとんど影響ない状態だったんで、「いや、大丈夫だと思います  
よ」と。

「何で行かなくちゃいけないの？あした宴会が入って、ちょっと早めに来

てもらいたんだけど」とか言われたりすると、「これは絶対行かなくちゃいけないことなんで」、「だったら私が言ってあげようか」というふうに言われてしまったんで、「申し訳ないですけども、これは本人が出なくちゃいけないんで、それはちょっとできません」って言って。

断る理由も何もなかったので、「すみません、ちょっと時間遅くなりますけども、行きますよ」って言ったら、「何で行かなくちゃいけないの？仕事って言って休めばいいじゃない」とか、「行かなきゃいいじゃない」って、「無視しちゃえば」って言われても、それもできないので、例えば、上の方にだけでも、こういうことがありますよとか、そんなようなこともあってもちょうといいかなと思ったりして。

ほかの方にはわからなくても、上の方だけには、「この方は今回こういうことですので、ご理解いただけませんか」と、そういうのもちょっとあってもいいかなと思ったりしたので。

私もちょっと、裁判員になったときに、毎日時間遅くなって入っていくとちょっとにらまれて、ほかの人にちょっと窓辺で「また？」っていう感じで、「今日は早く終わるんじゃないの？」とか、「何時ごろまで帰ってこれるの？」とか決められちゃうと、「ちょっと延びる場合もありますのでわからないんです」って言ったりするんですけども、それがちょっと理解してもらえなかったことが多かったんですよ。でも私は、やってよかったほうなので、別に言われても。

ちょっとそういうことを考えたので。

司会者

ありがとうございました。

報道機関の方、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ちょうど時間になりましたので、まだまだお話を伺いたいところもあるところでございますし、ご出席の皆さんもまだまだお話しになりたいこと

もおありではないかなと思いますけれども、限られた時間ではありますけれども、大変貴重なお話たくさんお伺いすることができまして、裁判所はもちろんですけれども、今日出席いただいた検察庁、弁護士会の皆さんも含めて、これからよりよい裁判員裁判の制度をつくっていくのに大いに役立てていきたいと思っておりますし、関係者の方も役立てていただけたらと思っております。本当に本日はありがとうございました。

これで本日の意見交換会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上